令和８年（フ）第１１３号
大分県宇佐市大字城井1971番地の１　県営扇塚住宅Ａ－１－303号
債務者　川野　良子（旧姓大原）
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第４１６号
宮崎市恒久南４丁目３番地７
債務者　山口　福己
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第７３号
宮城県白石市寿山３番１号
債務者　佐久間麗美
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第７６号
宮城県角田市高倉字笹森103番地
債務者　太田　満男
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第２２８号
福島県郡山市逢瀬町多田野字本郷102番地
債務者　中村公美野
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２６４号
福島県郡山市字深田台55番地　パーソナル深田台Ｂ棟201号
債務者　佐藤　佳奈（旧姓武藤）
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第６３号
石川県小松市上本折町153番地、従前の住所石川県小松市佐々木町イ161番地１
債務者　竹谷　浩実
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第６１号
福井県敦賀市東洋町８番４－202号
債務者　形部　啓史
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第２６号
高知県四万十市赤松町７番18号　グリューハウス赤松　202号、前住所高知県四万十市中村大橋通４丁目20番地
債務者　尾崎　　順
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
高知地方裁判所中村支部

令和８年（フ）第１５２号
島根県松江市西津田六丁目14番17号　コーポ安田105
債務者　國　　薫
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９７号
長崎県長崎市上町５番８－305号、旧住所千葉県習志野市谷津１丁目11番18号　プライムヒル201号
債務者　迫中　孝樹
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１６号
青森市大字泉野字内野19番地４　ビレッジハウス泉野４号棟302号室、申立時の住所青森市港町３丁目10番９号
債務者　佐藤惠美子
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４４号
青森市大字幸畑字松元74番地13　メゾンヒルトップ102号
債務者　工藤　哲也
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６４号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越182番地
債務者　福井　桜恋
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７４号
青森市原別８丁目５番23号
債務者　菊地　浩二
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２６号
青森県弘前市大字城東四丁目５番地３　グランカルフール304号、旧住所東京都北区王子二丁目22番５－1102号　第３サカモトビル
債務者　長瀬　英里（旧姓池崎）
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
青森地方裁判所弘前支部